

不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行

手続名	不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行
手続対象者	北海道に本店(社)のある不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)で登録証明書を必要とする者
手続時期	随時
提出方法	郵送または持参(持参されても即時発行はできません。)
手数料	なし
添付書類	所要の切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。 なお、変更登録申請と同時に登録証明願を希望する場合は、道庁窓口へ提出する変更申請書の写しを同封して下さい。
部数	証明が必要な部数に1部を加えた部数を提出して下さい。(例:2部必要であれば、登録証明願を3部提出して下さい。)
記載要領	登録証明願の記載内容と登録の内容が不整合の場合は確認が必要なため、連絡先電話番号を記載して下さい。
提出先	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 第1合同庁舎 北海道開発局 事業振興部 建設産業課 鑑定評価指導係 :011-709-2311(内線:5897)
相談窓口	提出先と同様
発行に要する期間	約1週間